情公第 3265 号 令和6年3月18日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理 事 長 吉 川 伸 治 様

神奈川県情報公開審査会 会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について (答申)

令和4年4月14日付けで諮問された特定会議の議事録等一部非公開の件 (諮問第881号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である地方独立行政法人神奈川県立病院機構は、令和3年11月 15日付け行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表2及び別表3に掲げる非公開情報を公開するとともに、その余の非公開情報について 改めて諾否の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1)審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条 第1項の規定に基づき、令和3年9月16日付けで地方独立行政法人神奈 川県立病院機構(以下「実施機関」という。)に対して、別表1の「ア」 欄に掲げる内容の行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を 行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和3年9月30日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月15日付けで、別表1の「イ」欄に掲げるA文書からF文書までの行政文書(以下「本件行政文書」という。)を特定し、本件行政文書に含まれる同表「ウ」欄に掲げる各情報が同欄に掲げる条例が定める非公開情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年2月15日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、別表1の「イ」欄に掲げるC文書(「院内感染対策会議(ICC)の議事録(令和2年5月から令和3年7月までの期間に開催されたもの)」)及びE文書(「臨時CREに関する感染症カンファレンス記録」)に係る行政文書一部公開決定を取り消し、当該決定における非公開情報(以下「本件非公開情報」という。)の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 非公開決定の理由とされた条例第5条第3号には、非公開要件として、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れ」、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」が掲げられているが、いずれも本件行政文書の非公開理由には当てはまらない。自らは本件開示請求により自己の利益を得る目的は毛頭なく、本件会議の出席者に危害を加えたり、率直な意見交換を不当に妨げる意図も可能性もない。また、県民の混乱についても、誤解を与える可能性があると判断したならば、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準(以下「条例解釈運用基準」という。)にもあるとおり、「未成熟な情報であるため、将来変更される可能性がある」ことを説明すれば足りることである。

- (2) 実施機関が非公開決定に当たり、具体的に何を「不当」だと判断したのか判然としない。条例解釈運用基準では、「予想される支障が『不当』かどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、人の生命等の保護など公開することによる利益と非公開にすることによる利益とを客観的に比較衡量した上で、慎重に判断しなければならない。」としている。本件請求により実施機関が特定した行政文書は、いずれも、神奈川県立こども医療センターで起きたレジオネラ属菌及びカルバペネム耐性菌(CRE)の院内感染に関する文書であり、いずれの細菌も感染すれば死に至る危険性を有する。同センターは、レジオネラ属菌やCREの感染による死亡リスクが高い基礎疾患を持つ患者等を受け入れている。条例解釈運用基準では、公開することによる利益として「人の生命等の保護」が挙げられているが、本件はまさに人の生命の保護に関わる。
- (3) 神奈川県立こども医療センターは、令和2年8月にレジオネラ属菌が検出された際に公表せず、横浜市保健所にも届出をせず、その上、院内感染を再発させた。同センターが公表した外部有識者による調査検証委員会の報告書では、「危機管理、リスク管理の体制が十分であったとは言えない」と指摘されている。このような院内感染へのリスク管理では、同センターに子を入院・通院させている保護者の不安は解消されない。本件文書は、同センターの院内感染対策を白日の下で検証し、徹底した再発防止策を講じる上で必要不可欠な文書であり、神奈川県の医療行政への県民の信頼を失墜させないためにも、議事内容等も公開すべきであ

4 実施機関の説明要旨

- (1) C文書に係る一部公開決定について
 - ア 院内感染対策会議 (ICC) は、医師、看護師、薬剤師等により職種 横断的に構成された会議体であり、院内感染対策における最終決定機関 である。その主な役割は、院内の感染発生状況や細菌・ウイルスなどの 分離状況、抗生剤使用状況等を把握し、感染対策を立案することである。
 - イ 当該会議では、感染対策の立案に向けて、職種横断的に様々な議論・ 検討を行うことから、出席した医師・薬剤師等の職種に応じた個々の見 解が非常に重要な要素となる。すなわち、神奈川県立こども医療セン ターにおける、その時々の最適な感染対策の構築のためには、会議構成 員による忌憚のない意見交換が欠かせない。
 - ウ C文書は、CREアウトブレイク把握後のICCの議事録であり、 刻々と変化する感染状況を踏まえた最適な感染対策を議論している局面 であることから、構成員による率直な意見交換が、通常時にも増して要 請される。
 - エ 以上のことから、C文書に記録された最新の感染状況、構成員の発言 内容などの議論の核心部分については、公開することにより率直な意見 交換等ができなくなるおそれがあることから、条例第5条第3号に該当 すると判断した。
- (2) E文書に係る一部公開決定について
 - ア 臨時CREに関する感染症カンファレンスは、神奈川県立こども医療 センターでCREの保菌患者が確認されたために臨時に設けられたもの であり、主治医と関連する病棟の関係者間で保菌状況等を共有し、患者 の病状の分析とともに、今後の対応とその課題を検討することを目的と している。
 - イ 当該カンファレンスでは、CREの感染拡大の防止を念頭におき、原 疾患を保有しているCRE保菌患者に対して、どのような手順で原疾患 の治療を進めていくか等について、主治医と感染制御室の医師、看護師

による検討が行われる。すなわち、本件カンファレンスでは、患者の病 状等のより手厚い保護が必要とされる個人情報を前提として、きわめて 繊細な内容の議論が行われていることから、より高いレベルで率直な意 見交換や中立性が要請されるところである。

- ウ 以上のことから、E文書の内容は、条例第5条第3号に該当すると判断した。
- (3) 条例第5条第3号に規定する「不当」の該当性について
 - ア 条例第5条第3号は、非公開の要件として、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある場合と規定している。この「不当」について、条例解釈運用基準では、「予想される支障が『不当』かどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、人の生命等の保護など公開することによる利益と非公開にすることによる利益とを客観的に比較衡量した上で、慎重に判断しなければならない。」としている。ここでの「人の生命等の保護など公開することによる利益」とは、災害発生等により人の生命、身体等への危害等が現に生じている場合等において、行方不明者の氏名等を公開することにより得られる利益等を指しているものと解されるところである。
 - イ 審査請求人は、C文書等に記録されているレジオネラ属菌やCREに係る情報が公開されることによって、「人の生命等の保護」が図られると主張しているが、レジオネラ属菌やCREが、どちらも感染による死亡リスクが高いという事実のみを主張しているにすぎず、公開することによる利益に係る論拠は不明であり、比較衡量を行うまでもない。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、実施機関がC文書及びE文書に含まれる情報の一部が条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったことに対し、その取消しを求める審査請求を行っている。そこで以下、C文書及びE文書に係る行政文書一部公開決定の妥当性について検討する。

(1) 実施機関の非公開理由について

当審査会が確認したところ、C文書は、令和2年5月から令和3年7月にかけて、実施機関が所管する神奈川県立こども医療センター(以下「センター」という。)で実施された院内感染対策会議(ICC)と題する会議の議事録であることが認められ、また、E文書は、令和2年4月から令和3年6月にかけてセンターで実施された臨時CREに関する感染症カンファレンスと題する会議の議事録であることが認められる。

実施機関は、C文書の非公開情報を「議事内容の核心部分」、E文書の非公開情報を「検討事項の核心部分」とそれぞれ説明し、これらを公開することで「意思決定の過程で出席者による意見交換及び議論が何らかの干渉を受け、率直な意見交換等ができなくなるおそれがあり、また、その意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことを理由に、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報に該当すると判断している。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報について

条例第5条第3号は、「県の機関及び県が設立した地方独立行政法人(略)の内部(略)における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。ここで「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報とは、審議会等での発言が公開されることにより、発言者に危害が及ぶおそれがある場合や検討が不十分な政策が公開されることにより、外部からの圧力がかかり、当該政策が不当な影響を受けるおそれがある場合等であり、客観的・科学的事実やこれに基づく分析等を記録した調査データは本号に該当する可能性が低いと考えられる(条例解釈運用基準)。

イ 本件非公開情報の条例第5条第3号該当性について

(ア) 別表2に掲げる情報について

当審査会が確認したところ、本件非公開情報のうち別表2の「公開 すべき情報」欄に掲げる情報は、院内感染状況を示すデータや、院内 感染の予防・拡大防止のためにセンターにおいて既に実施された取組 の結果等、科学的な事実や客観的な事実であると認められ、条例第5 条第3号に規定する「意見の交換」又は「意思決定」に該当する情報 とは認め難いものであった。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、「意見交換等の基礎となる事実である院内感染に係る客観的なデータ等と会議体としての意思決定に係る情報は、密接不可分の関係にある。したがって、院内感染に係る客観的なデータを開示することは、会議体としての意思決定を開示することに等しく、公開することにより率直な意見交換ができなくなるおそれがある。」との説明があった。しかし、当審査会がC文書及びE文書を確認する限り、別表2に掲げる情報と各会議における意見の交換や意思決定との間の具体的な関連性は判然とせず、両者が「密接不可分の関係にある」とする実施機関の説明は、合理的とは認め難いものであった。

以上のことから、別表2に掲げる情報は、条例第5条第3号に規定 する審議等に関する情報とは認められないことから、実施機関は当該 情報を公開すべきである。

(イ) 別表3に掲げる情報について

当審査会が確認したところ、本件非公開情報のうち別表3に掲げる情報は、条例第5条第3号に規定する「意見の交換」又は「意思決定」に該当する情報とは認められるものの、その内容は、入院中の患者やセンターを訪れる入館者への一般的な対応に関する情報、院内における一般的な衛生管理・施設管理に関する情報又は討議項目名のみの情報等にとどまるものと認められることから、当該情報を公開することによって、出席者による意見交換及び議論が何らかの干渉を受け、意見交換の率直性や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難いものであった。

よって、別表3に掲げる情報は、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(ウ) 別表2及び別表3以外の本件非公開情報について

前記(1)のとおり、実施機関は本件非公開情報を「議事内容の核心部分」又は「検討事項の核心部分」と位置づけ、これを公開すれば「意思決定の過程で出席者による意見交換及び議論が何らかの干渉を受け、率直な意見交換等ができなくなるおそれがあり、また、その意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と非公開理由を説明している。

しかし、当該非公開理由で示されている「核心部分」が具体的にどのような内容を指すものなのか、また、「何らかの干渉」とは具体的にどのような干渉を想定しているのか、行政文書一部公開決定通知書や弁明書において明らかにされているとはいえず、非公開理由が十分に精査されているとは認め難いものであった。

このような非公開理由は、条例第10条第3項が非公開決定について理由の付記を求めた趣旨、すなわち、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによってその審査請求に便宜を与えるという趣旨(条例解釈運用基準)に照らすと、妥当性を欠くものといわざるを得ない。

よって、実施機関は、別表2及び別表3以外の本件非公開情報に係る非公開決定についても、これを一旦取り消し、条例第5条第3号に規定する審議等に関する情報を含め、条例が定める非公開情報の該当性について精査の上、改めて諾否の決定をすべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表1

ア 行政文書の公開	イ	実施機関が特定した行	ウ 実施機関が非公開とし
請求の内容	政	文書	た情報及び非公開理由
県立病院機構各県立 病院における令和3 年8月の期間における医療スタッカ を療材料の各月末の種類別在庫数	A 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	(新型コナウスの 対策) 財子の 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	・(に及並れ氏にさ第・個所(よ来せ(該の)。 会議員名さの名定例 るび にをさめ書 職
子ども医療センター での薬剤耐性菌 C R E の伝播の月別状況 を令和 2 年 1 月から 令和 3 年 8 月の期間 において示す資料	<u> </u>	2020 年 1 月から 2021 年 9 月までのカルバペ ネマーゼ産生腸内細菌 科細菌の月別検出状況	
CREのアウトブレイク把握後の院内感染対策委員会又は感染制御チームにより開催された会議の会議録	君	院内感染対策会議 (ICC) の議事録(令 和2年5月から令和3 年7月までの期間に開 催されたもの)	議事内容の核心部の を意思ない。 高思ないででである。 でというではないではないではでいる。 ではいるではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない
請求Cの内容にかか る疫学調査結果	原	令和2年度第5回院内 感染対策会議(ICC) こおける資料(資料 8)	・患者 I D、患者イニ シャル、生時診療科、病 棟の滞在期間及び患者の 年齢

請求C及び請求Dに かかる対応結果	E	臨時CREに関する感 染症カンファレンス記 録	(現して) で及を等が決ない。 (現して) での、 (現して) での、 (現して) での、 (現して) での、 (まれる) に、 (は、) で、) で、) で、 (は、) で、) で、) で、) で、) で、) で、) で、) で、) で、) で
			があり、また、その意思
		D. VI. I I fate La l'Es e	め(条例第5条第3号該当)
請求Cにかかる調査 報告書の写し	F	感染対策支援チームか らの提言書を受けての 改善計画書	

別表 2

	行政文書のタイトル	公開すべき情報			
令	第2回(第271回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告		
和	対策会議(ICC)議事録		(2020 年4月)」から「6)SSI/BSI		
2			(手術部位感染/血管内留置カテー		
年度			テル関連血液感染)」までの各項目		
		 	における非公開情報 		
		•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」中		
			の1行目の非公開情報		
	第3回(第273回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告		
	対策会議(ICC)議事録		(2020 年 5 月) 」から「6)SSI/BSI		
			(手術部位感染/血管内留置カテー		
			テル関連血液感染)」までの各項目		
			における非公開情報		
		•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」中 の4行目から6行目までの非公開情		
			報		
			「1報告事項」の「1)MRSA月例報告		
	対策会議(ICC)議事録		(2020 年 6 月) 」から「6)SSI/BSI		
	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八		(手術部位感染/血管内留置カテー		
			テル関連血液感染) までの各項目		
			における非公開情報		
	第5回(第275回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告		
	対策会議(ICC)議事録		(2020 年8月)」から「6)SSI/BSI		
			(手術部位感染/血管内留置カテー		
			テル関連血液感染)」までの各項目		
			における非公開情報		
		•	「1報告事項」の「8)各セクション		
		 	から」中の3行目の非公開情報		
		•	「1報告事項」の「9)討議事項と報		
	File 0 - 1 / File 0 - 0 - 1 File 1 - 2 24		告」中、5行目の非公開情報		
	第6回(第276回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告		
	対策会議(ICC)議事録		(2020 年 9 月) 」から「6)SSI/BSI (工作取片成熟 / 5 然中 27 円 カラ		
			(手術部位感染/血管内留置カテー		
			テル関連血液感染)」までの各項目 における非公開情報		
			「2討議事項と報告 の「4)手指衛		
			「生前機事項と報告」の「サデ指閘 生直接観察結果報告」中の非公開情		
			工色该既宗加不拟占」 中 20 9F 五		
	 第 7 回 (第 277 回) 院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA 月例報		
	対策会議(ICC)議事録		告 (2020 年 10 月) 」から		
			「6)SSI/BSI (手術部位感染/血管内		
			留置カテーテル関連血液感染)」ま		

-			一一一个大型 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			での各項目における非公開情報
			(「5)感染症発生報告」中の3行目
			から6行目の非公開情報を除く。)
		•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」
			中、2行目から3行目までの非公開
			情報
	第8回(第278回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA 月例報
	対策会議(ICC)議事録		告(2020年11月)」から
			「6)SSI/BSI(手術部位感染/血管内
			留置カテーテル関連血液感染)」ま
			での各項目における非公開情報
		•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」
			中、6行目から9行目までの非公開
			情報
	第9回(第279回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA 月例報
	対策会議(ICC)議事録		告 (2020 年 12 月) 」から
			「6)SSI/BSI (手術部位感染/血管内
			留置カテーテル関連血液感染) ま
			での各項目における非公開情報
		•	「2討議事項と報告」の「1)手指消
			毒剤払い出し量 年間報告」中の1
			行目の非公開情報
	第 10 回 (第 280 回) 院内感	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告
	染対策会議 (ICC) 議事		(2021 年 1 月) 」から「6)SSI/BSI
	録		(手術部位感染/血管内留置カテー)
	241		テル関連血液感染)」までの各項目
			における非公開情報
		•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」中
			の次の非公開情報
			「<1/21>」中、1つ目、2つ目及
			び4つ目の「・」の非公開情報
			・「〈2/4〉」中、1つ目、4つ目及
			び5つ目の「・」の非公開情報
			・「<2/18> 中、4つ目の「・」の
			非公開情報
	第 11 回 (第 281 回) 院内感		「1報告事項」の「1)MRSA月例報告
	染対策会議 (ICC) 議事		(2021 年 2 月) 」から「6)SSI/BSI
	録		(手術部位感染/血管内留置カテー
	~		テル関連血液感染)」までの各項目
			における非公開情報
		•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」中
			の次の非公開情報
			ヾ ハ ハ 、

			・「<3/18>」中、1つ目から5つ目 までの「・」の非公開情報
令	第1回(第282回)院内感染		「1報告事項」の「1)MRSA月例報告
和	対策会議(ICC)議事録	•	'I 報点事項」の 'I/MRSA 月例報点 (2021 年 3 月) から「6)SSI/BSI
3	刈泉云磯 (I C C) 議事政 		(2021 年 3 月)] がら「6)331/B31 (手術部位感染/血管内留置カテー
年			(子州市位悠栄/皿目7日直ガ/
度			における非公開情報
及			「1報告事項」の「7)ICT 報告」
			中、1行目から2行目までの非公開
			情報
			Ta 報告事項」の「8) 各セクション
			から」中、7行目の非公開情報
	第2回(第283回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告
	対策会議(ICC)議事録		(2021 年 4 月) 」から「6)SSI/BSI
			(手術部位感染/血管内留置カテー
			テル関連血液感染)」までの各項目
			における非公開情報
		•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」中
			の次の非公開情報
			・「<4/22>」中、3つ目の「・」の
			非公開情報
		•	「1報告事項」の「8)各セクション
			から」中、3行目の非公開情報
	第3回(第284回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告
	対策会議(ICC)議事録		(2021 年5月)」から「6)SSI/BSI
			(手術部位感染/血管内留置カテー
			テル関連血液感染)」までの各項目
			における非公開情報
		•	「1報告事項」の「8)各セクション
			から」中、6行目の非公開情報
	第4回(第285回)院内感染	•	「1報告事項」の「1)MRSA月例報告
	対策会議(ICC)議事録		(2021 年 6 月) 」から「6)SSI/BSI
			(手術部位感染/血管内留置カテー
			テル関連血液感染)」までの各項目
			における非公開情報
		•	「1報告事項」の「8)各セクション
正仁 円十	 CDE		から」中、3行目の非公開情報
	FCRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
	´ス記録 テ CRE に関する感染症カンファ	•	
	FUREに関する感染症ガンファー ベス第2回記録	•	'
	<u> </u>		「1 CRE 発生報告(資料1)」中の
	i CRE 対策)議事録		'1 CKC 先生報 n (賃付1)
二二日	((UNL A) 水 / 哦 于 邺		

臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第4回記録	•	「現状」中の2行目から3行目まで
		の非公開情報
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第5回記録	•	「検出患者の経過」中の非公開情報
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第6回記録	•	「現状」中の非公開情報
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第7回記録	•	「現状」中の非公開情報
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第8回記録	•	「現状」中の非公開情報(4行目の
		非公開情報を除く。)
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 11 回記録		
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 12 回記録		
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 13 回記録		
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 14 回記録		
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 15 回記録		
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 16 回記録		
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 17 回記録		
臨時 CRE に関する感染症カンファ	•	「趣旨」中の非公開情報
レンス第 18 回記録		

別表 3

	 行政文書のタイトル	公開すべき情報			
令和の	第2回(第271回)院内感染 対策会議(ICC)議事録	•	「1報告事項」の「8)討議事項と報告」中の非公開情報		
2 年 度	第3回(第273回)院内感染 対策会議(ICC)議事録	•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」 中、8行目から9行目までの非公開 情報		
		•	「1報告事項」の「8) 討議事項と報 告」中の非公開情報		
	第4回(第274回)院内感染 対策会議(ICC)議事録	•	「COVID 関連」中の非公開情報		
	第 5 回 (第 275 回) 院内感染 対策会議 (I C C) 議事録	•	告」中、11 行目の非公開情報		
	第6回(第276回)院内感染対策会議(ICC)議事録	•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」 中、3行目、7行目、8行目及び9 行目の非公開情報		
		•	「1報告事項」の「8)各セクション から」中の3行目の非公開情報		
		•	「2討議事項と報告」の「1)ICT セ ミナー報告」及び「5)入館チェック 方法の変更報告」中の非公開情報		
	第7回(第277回)院内感染 対策会議(ICC)議事録	•	「2討議事項と報告」の「4)手指衛 生直接観察結果報告」中の非公開情 報		
		•	「3その他」の4行目から5行目ま での非公開情報		
	第8回(第278回)院内感染 対策会議(ICC)議事録	•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」 中、1行目及び5行目の非公開情報		
		•	「2討議事項と報告」の「2)休憩室 の過ごし方について」中の非公開情 報		
	第9回(第279回)院内感染 対策会議(ICC)議事録	•	「1報告事項」の「8)各セクション から」中、1行目から2行目までの 非公開情報		
		•	「2討議事項と報告」の「2)ICT セ ミナー受講者数報告」中の非公開情 報		
		•	「3その他」の3行目から4行目ま での非公開情報		
	第 10 回 (第 280 回) 院内感 染対策会議 (I C C) 議事 録	•	「1報告事項」の「7)ICT報告」中 の次の非公開情報		

			・「<1/21>」中、5つ目の「・」の
			非公開情報
	第 11 回 (第 281 回) 院内感	•	「2討議事項と報告」中、「2)第2
	染対策会議 (ICC) 議事		回 ICT セミナー報告 及び「5)その
	最 最		他」の非公開情報
令	第2回(第283回)院内感染	•	「1報告事項」の「7)ICT 報告」中
和	対策会議(ICC)議事録		の次の非公開情報
3			・「〈5/6〉」中、2つ目の「・」の
年			非公開情報
度		•	「1報告事項」の「8)各セクション
			から」中、7行目から8行目までの
			非公開情報
	第3回(第284回)院内感染	•	「1報告事項」の「8)各セクション
	対策会議(ICC)議事録		から」中、8行目から9行目までの
			非公開情報
	第4回(第285回)院内感染	•	「1報告事項」の「8)各セクション
	対策会議(ICC)議事録		から」中、13 行目から 18 行目まで
			の非公開情報
		•	「2討議事項と報告」中、「2)第 1
			回 ICT セミナーのお知らせ」の非公
			開情報
臨時	FCRE に関する感染症カンファ	•	「今後の課題」の非公開情報
レン	/ス第4回記録		
臨時	FCRE に関する感染症カンファ	•	「今後の対応」の1行目及び12行目
レン	ノス第8回記録		の非公開情報
臨時	FCRE に関する感染症カンファ	•	「今後の対応」の「3その他」中、
レン	⁄ス第 13 回記録		6行目から7行目の非公開情報
臨時	FCRE に関する感染症カンファ	•	「今後の対応」の「2今後の対策」
レン	⁄ス第 14 回記録		中、4行目の非公開情報
臨時	FCRE に関する感染症カンファ	•	「今後の対応」の「2今後の対策」
レン	⁄ス第 15 回記録		中、1行目及び4行目の非公開情報
	FCRE に関する感染症カンファ	•	「今後の対応」の「2今後の対策」
レン	⁄ス第 16 回記録		中、4行目から6行目の非公開情報

審査会の処理経過

年 月 日		処	理	内	容	
令和4年4月14日 (収受)	0	諮問				
令和5年10月24日 (第237回部会)	0	審議				
令和5年12月20日 (第239回部会)	0	審議				
令和6年1月30日 (第240回部会)	0	審議				
令和6年2月29日 (第241回部会)	0	審議				

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現	職	備	考
板垣	勝彦	横浜国立大学	大学院教授	部 会	美員
市川	統子	弁護士(神奈川	県弁護士会)		
岩田	恭子	弁護士(神奈川	県弁護士会)		
小沢	奈々	横浜国立大学教	文育学部准教授	部 会	: 員
桑原	勇進	上智大	学 教 授	会長職務 (部会長を	
田村	達久	早稲田大	学教授	会	長
前 田	康行	弁護士(神奈川	県弁護士会)	部 会	美

(令和6年3月18日現在) (五十音順)